

統合幕僚監部達第19号

装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）第32条第1項の規定に基づき、及び統合運用に係る調査研究を行うため、研究開発に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

研究開発に関する達

改正 平成19年 1月 5日 統合幕僚監部達第1号
平成19年 3月 29日 統合幕僚監部達第4号
平成24年 7月 27日 統合幕僚監部達第6号
平成25年 1月 18日 統合幕僚監部達第1号
平成26年 3月 26日 統合幕僚監部達第8号
平成27年 10月 1日 統合幕僚監部達第7号
平成29年 3月 27日 統合幕僚監部達第8号
平成30年 3月 30日 統合幕僚監部達第4号
令和 3年 2月 17日 統合幕僚監部達第1号
令和 6年 11月 1日 統合幕僚監部達第6号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 研究の実施等（第6条－第9条）

第3章 装備品等の研究開発に関する統合幕僚監部の諸業務

第1節 構想段階（第10条）

第2節 研究段階（第11条－第14条）

第3節 開発段階（第15条－第17条）

第4節 運用段階（第18条）

第5節 装備品等の研究改善（第19条・第20条）

第6節 研究開発評価（第21条）

第4章 研究開発審査会議（第22条－第27条）

第5章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚監部（以下「統幕」という。）における統合運用に係る調査研究のため、研究開発に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）

（以下「訓令」という。）第2条によるほか、この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構想段階 装備品等についての科学技術に関する内外の動向等の調査、対象脅威の見積り等を踏まえ、将来の装備品等に関する方向性について検討、分析する段階をいう。
- (2) 研究段階 装備品等についての性能諸元、運用上の要求及び技術的可能性の検討等に基づき運用構想の具体化を図る段階をいう。
- (3) 開発段階 装備品等についての試作及び実用試験等に基づき運用データ等を収集する段階をいう。
- (4) 運用段階 部隊使用承認等により取得した装備品等を使用し、装備の改善データ等を収集する段階をいう。
- (5) 統合指定研究 統合幕僚長（以下「統幕長」という。）の指示する事項について、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、陸上自衛隊教育訓練研究本部、海上自衛隊幹部学校及び航空自衛隊幹部学校（以下「各幕僚監部等」という。）の協力を得て実施する調査研究をいう。
- (6) 中期研究計画 5か年で実施する統合指定研究の研究項目、研究期間等について示すものであり、5か年ごとを基準に作成する計画をいう。

(7) 研究の指針 対象年度の研究の目的、研究実施上の重視事項及び当該年度に研究を開始する統合指定研究項目の細部について示すものをいう。

(8) 自主研究 統幕の部長並びに首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官（以下「部長等」という。）又は統合幕僚学校長（以下「統幕学校長」という。）が必要と認めて自主的に実施する調査研究をいう。

（統幕の研究開発の事務）

第3条 統幕（統合幕僚学校を除く。）が行う研究開発の事務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第22条に規定する統幕の所掌事務に必要な統合運用に係る調査研究

(2) 装備品等の運用上の要求に基づく装備品等の研究開発の要求、装備改善（統合幕僚学校の研究開発の事務）

第4条 統合幕僚学校（以下「統幕学校」という。）が行う研究開発の事務は、防衛省設置法第26条に規定する基本的な調査研究とし、その基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 統合に関する戦略・戦術等

(2) その他統幕長の指示する事項

（統幕長の職責等）

第5条 統幕における研究開発に関する事務は、統幕長が総括する。

2 統幕長は、研究開発に関する重要事項について、第22条に規定する研究開発審査会議（以下「審査会議」という。）に諮問する。

3 研究開発の事務全般に関する総合調整は、防衛計画部長が担任する。

第2章 研究の実施等

（研究の指針の指示等）

第6条 統幕長は、必要に応じて中期研究計画を示す。

2 防衛計画部長は、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓

令第32号) (以下「諸計画訓令」という。) 第3条及び第6条に規定する能力評価等により導出された安全保障環境の変化に適応した防衛力構築の資となる事項及びその他の事項を基礎として、部長等及び統幕学校長と調整の上、中期研究計画を作成し、統幕長の承認を受けるものとする。

3 防衛計画部長は、中期研究計画の内容を変更する必要がある場合には、前項の規定に準じて所要の手続を行うものとする。

4 統幕長は、年度ごとに研究の指針を示す。

5 防衛計画部長は、部長等及び統幕学校長と調整の上、研究の指針を作成し、統幕長の承認を受けるものとする。

6 部長等は、中期研究計画及び研究の指針の作成に協力するものとする。

(研究の実施)

第7条 部長等及び統幕学校長は、研究の指針により示された統合指定研究のほか、必要に応じて自主研究を実施するものとする。

2 部長等及び統幕学校長は、調整のうえ各幕僚監部等の協力を得て研究を実施するものとする。

3 研究の実施に当たり、部長等及び統幕学校長は、相互に連携を保つものとする。

(研究成果の報告)

第8条 部長等及び統幕学校長は、統合指定研究及び報告することが必要と認める自主研究については、研究終了後速やかに、その成果を統幕長に報告するとともに、防衛計画部長に通知するものとする。

(研究成果の活用等)

第9条 部長等は、所掌する研究成果を施策に反映するものとする。

2 部長等及び統幕学校長は、研究成果を保管・整理し、じ後の研究業務に資するものとする。

第3章 装備品等の研究開発に関する統合幕僚監部の諸業務

第1節 構想段階

(統合運用に係る装備品等に関する研究)

第10条 防衛計画部長及び指揮通信システム部長は、装備品等についての科学技術に関する内外の動向及びその他の事項を踏まえ、統合運用に係る装備品等に関する研究を実施し、諸計画訓令第3条及び第11条の能力評価の作成等に資するものとする。

2 統合運用に係る装備品等に関する研究の実施に当たり、関係する部長等は、協力するものとする。

第2節 研究段階

(装備品等研究開発見積依頼の作成等)

第11条 部長等は、装備品等の研究を開始することを期待する装備品等ごとに、訓令第9条に規定する装備品等研究開発見積依頼を装備品等研究開発見積りの作成期間（最長1年程度。防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の指定する者と調整して決定）を見込んだ上で、所要の時期までに作成し、統幕長に報告するものとする。

2 部長等は、前項の装備品等研究開発見積依頼の内容を変更（項目の追加又は削除を含む。）する必要がある場合には、当該依頼に所要の変更を行い、統幕長に報告するものとする。

3 部長等は、第1項により装備品等研究開発見積依頼の報告を行い、適切と認められた場合及び前項により変更の報告を行い、適切と認められた場合、当該依頼を長官の指定する者に通知するほか、防衛計画部長を除く部長等は、防衛計画部長に通知するものとする。

(装備品等研究依頼の作成等)

第12条 部長等は、訓令第10条に基づき、長期的視点に立脚し、将来の取得又は改善が必要と見込まれる装備品等の研究を防衛装備庁に依頼する必要があると認めた場合には、装備品等の研究の目的、目標、完了希望時期等を記載した装備品等研究依頼を、所要の時期（概算要求が必要なものについては、概算要求年度の前年度（以下「要求前年度」という。）12月末日）までに統幕長に報告するものとする。

2 部長等は、当該依頼を所要の時期（概算要求が必要なものについては、要求前年度1月末日）までに長官の指定する者に通知するほか、防衛計画部長を除く部長等は、防衛計画部長に通知するものとする。

（装備品等研究開発要求の作成等）

第13条 部長等は、訓令第9条第4項又は第5項の規定により提出された装備品等研究開発見積りに基づき、装備品等の研究を要求する必要があると認められた場合には、訓令第9条第6項に規定する装備品等研究開発要求を作成し、要求前年度2月末日までに統幕長に報告するものとする。

2 部長等は、前項の装備品等研究開発要求の内容を変更（項目の追加若しくは削除を含む。）する必要がある場合には、当該要求に所要の変更を行い、統幕長に報告するものとする。

3 部長等は、第1項により装備品等研究開発要求の報告を行い、適切と認められた場合及び前項により変更の報告を行い、適切と認められた場合、当該要求を要求前年度末日までに長官の指定する者に通知するほか、防衛計画部長を除く部長等は、防衛計画部長に通知するものとする。

（陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長に対する装備品等研究開発要求の要請等）

第14条 部長等は、訓令第9条第7項に基づき、統合運用上、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長に対して装備品等研究開発要求の提出を要請する必要があると認められた場合には、装備品等研究開発要求に準じて装備品等研究開発要求要請書を作成し、統幕長に報告するものとする。

2 部長等は、前項の装備品等研究開発要求要請書の内容を変更（項目の追加若しくは削除を含む。）する必要がある場合には、当該要請書に所要の変更を行い、統幕長に報告するものとする。

3 統幕長は、第1項により装備品等研究開発要求要請書の報告があった場合及び前項により変更の報告があった場合は、第5条第2項に基づき、その適否について審査会議へ諮問する。適切と認められた場合には、装備品等研究

開発要求要請書を陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長へ通知するものとする。

第3節 開発段階

(早期装備化を実現する装備品等の研究開発)

第15条 部長等は、各種技術の早期実装や装備品等の早期配備を行うため、装備品等を試験的に使用する場合及び防衛政策上並びに防衛力整備上の緊要性により当該装備品等の量産に早期に着手する場合、その旨を付して第11条及び第13条に規定する文書を作成し、統幕長に報告するものとする。

2 統幕長は、前項により量産の早期着手について報告があった場合、第5条第2項に基づき、その適否について審査会議へ諮問し、適切と認められた場合には、訓令第23条の規定に基づき、防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。

(実用試験実施計画等の作成及び成果の処理)

第16条 部長等は、装備品の実用試験が実施されることとされた場合、試験項目、試験方法その他必要な事項を記載した実用試験実施計画を作成し、統幕長に報告するものとする。

2 統幕長は、前項により実用試験実施計画の報告があった場合は、第5条第2項に基づき、その適否について審査会議へ諮問する。適切と認められた場合には、訓令第12条の規定に基づき年度業務計画に含めて防衛大臣に報告するとともに、当該年度業務計画のうち第1項に規定する内容を長官に通知するものとする。

3 部長等は、当該装備品の実用試験が技術試験と同時に実施される場合には、防衛装備庁と調整の上、試験項目、試験方法その他必要な事項を記載した技術・実用試験同時実施計画を作成し、統幕長に報告するものとする。

4 統幕長は、前項により技術・実用試験同時実施計画の報告があった場合には、長官と協議した上で、第2項の規定に準じて所要の手続きを行うものとする。

- 5 部長等は、第1項又は第3項の計画に基づく当該装備品に対する実用試験を実施した場合には、訓令第20条第4項に基づき、開始年度から終了年度までの間、毎年度、その実施の概要及び成果に関する事業管理報告を作成し、統幕長に報告するとともに、長官の指定する者に通知するほか、防衛計画部長を除く部長等は、防衛計画部長に通知するものとする。
- 6 部長等は、第1項の実用試験実施計画及び第3項の技術・実用試験同時実施計画の内容を変更（項目の追加若しくは削除又は装備品等研究開発要求の項目への変更を含む。）する必要がある場合には、所要の修正を行い、統幕長に報告するものとする。
- 7 統幕長は、前項の報告があった場合には、第2項又は第4項の規定に準じて所要の手続を行うものとする。

（装備品等開発終了の報告等）

第17条 部長等は、装備品等の開発が終了した場合には、訓令第17条第2項に基づき長官から通知された成果報告及び実用試験の結果に、当該装備品等が自衛隊の部隊の使用に供し得るか否かについての意見及び当該装備品等の名称の案を付した報告書を作成し、統幕長に報告するものとする。

- 2 統幕長は、前項による報告があった場合には、第5条第2項に基づき、その適否について審査会議へ諮問し、適切と認められた場合には、当該報告書を速やかに防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。
- 3 部長等は、防衛力整備上の事情により、装備品等の開発が終了する前に、当該装備品等の量産に着手する必要があると認めた場合、訓令第18条第3項に基づき、当該装備品等の研究開発で得られた成果に当該装備品等が自衛隊の部隊の使用に供し得る見通しがある旨の意見を付し、第1項の規定に準じて統幕長に報告するものとする。
- 4 統幕長は、前項による報告があった場合には、第5条第2項に基づき、その適否について審査会議へ諮問し、適切と認められた場合には、防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。

第4節 運用段階

(装備改善の実施)

第18条 部長等は、現有装備品等について、防衛装備の質的方向の変化又は運用要求若しくは期待性能の変更のため、装備の改善が必要と認めた場合には、第3節に基づき所要の手続を行うものとする。

第5節 装備品等の研究改善

(装備品等の研究改善の実施)

第19条 部長等は、次の各号に掲げる範囲において、必要により装備品等の研究改善を実施するものとする。

- (1) 民間等で技術基盤が確立されており、その技術を転用できる研究開発
- (2) 技術開発要素が少なく、開発リスクの低い開発
- (3) 技術的リスクが低く、主要性能諸元に重大な変更を伴わない改善

2 部長等は、装備品等の研究改善を行うこととした場合は、装備品等の研究改善計画を作成し、統幕長に報告するものとする。

3 統幕長は、前項により装備品等の研究改善計画の報告があった場合は、訓令第12条に規定する年度業務計画に含めて防衛大臣に報告するとともに、当該年度業務計画のうち第1項に規定する内容を長官に通知するものとする。

4 部長等は、装備品等の研究改善の進捗及び成果について、年度業務計画の実施状況報告に含めて統幕長に報告し、訓令第19条に基づき長官の指定する者に通知するものとする。

5 部長等は、装備品等の研究改善を実施した場合には、訓令第20条第4項に基づき、開始年度から終了年度までの間、毎年度、その実施の概要及び成果についての事業管理報告を作成し、統幕長に報告するとともに、長官の指定する者に通知するほか、防衛計画部長を除く部長等は、防衛計画部長に通知するものとする。

(直接取得の業務手続き)

第20条 部長等は、前条に基づき、必要に応じて装備品等の研究改善のために装備品等の直接取得を行う必要があると認める場合には、次の各号により手続を行うものとする。

(1) 部長等は、直接取得が必要となる項目について、関係する部長等と調整の上、要求前年度の3月末日までに、要求性能書（装備品等に関する運用構想、装備構想、基本性能、経済性等の検討結果を総合した要求事項を記載した文書をいい、当該装備品等の性能諸元、構成、信頼性、整備性、希望量産単価、取得完了時期その他必要な事項について記載する。）を作成し、統幕長の承認を得て関係する部長等に通知する。

(2) 部長等は、要求性能書に基づき、関係する部長等と調整の上、概算要求を行う。また、関係する部長等は、概算要求時に必要な資料を提供するものとする。

(3) 部長等は、装備品等に係る仕様書を作成する場合、装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第17条に規定する防衛省仕様書の原案様式及び記載要領に準じて作成する。この際、更に細部事項について資料を必要とするときには、関係する部長等に協力を依頼するものとする。

2 部長等は、直接取得した装備品等について性能改善の必要が生じた場合には、性能改善要望書（当該装備品等の運用構想、期待する主要な性能及びその優先順位、装備構想、その他必要な事項について記載する。）を作成し、前項に準じて所要の手続を行う。

第6節 研究開発評価

（研究開発評価への参画）

第21条 統幕長は、訓令第4条により防衛大臣が定めた研究開発評価に関する指針等に基づき、関係する部長等を研究開発評価の審議に参画させるものとする。

第4章 研究開発審査会議

（設置）

第 2 2 条 第 5 条第 2 項に基づく統幕長の諮問に応ずるため、統幕に審査会議を置く。

(審査会議の構成等)

第 2 3 条 審査会議は、議長及び次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 運用部長
- (3) 防衛計画部長
- (4) 指揮通信システム部長
- (5) 首席法務官
- (6) 首席後方補給官

2 議長は、統合幕僚副長をもって充てる。

3 議長は、必要により、首席参事官、参事官、報道官及び統幕学校副校長を委員とすることができる。

(調整部会)

第 2 4 条 審査会議に調整部会を置く。

(調整部会の構成等)

第 2 5 条 調整部会は、部会長及び次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部人事教育課長
- (3) 運用部運用第 1 課長
- (4) 運用部運用第 2 課長
- (5) 運用部運用第 3 課長
- (6) 防衛計画部防衛課長
- (7) 防衛計画部計画課長
- (8) 指揮通信システム部指揮通信システム企画課長
- (9) 指揮通信システム部指揮通信システム運用課長
- (10) 首席法務官が指名する法務官

(11) 首席後方補給官付後方補給官（補給）

(12) 首席後方補給官付後方補給官（輸送）

(13) 首席後方補給官付後方補給官（衛生）

2 部会長は、防衛計画部長をもって充てる。

3 部会長は、必要により、首席参事官、参事官が指名する者、総括副報道官及び統幕学校教育課研究室長を委員とすることができる。

（審議の方法）

第26条 議案は、調整部会の議を経て、審査会議の議に付するものとする。

2 前項の議案が、研究開発に関する特に重要な事項に係るもの以外のものである場合には、調整部会の議決をもって審査会議の議決とすることができる。この場合においては、調整部会の議決について、審査会議の議長の承認を得なければならない。

（開催）

第27条 審査会議は、統幕長の諮問に応じて開催するほか、次の各号に定める場合に開催する。

(1) 統幕の研究開発に関する事項で特に審議する必要がある場合

(2) 装備品等研究開発要求要請書の報告があった場合

(3) 量産の早期着手について報告があった場合

(4) 実用試験実施計画、技術・実用試験同時実施計画又は実用試験の成果報告書の報告があった場合

(5) 装備品等の開発終了に関する成果等の報告があった場合

第5章 雑則

（実施の協力）

第28条 この達の実施においては、研究開発の事務全般に関する総合調整を担当する防衛計画部長と部長等及び統幕学校長はもとより、部長等と統幕学校長の間においても、相互に密接な協力をしなければならない。

（委任規定）

第29条 この達に定めるもののほか、統幕学校長は、所掌に属する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日統合幕僚監部達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月29日統合幕僚監部達第4号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月27日統合幕僚監部達第6号）

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日統合幕僚監部達第1号）

この達は、平成25年1月18日から施行する。

附 則（平成26年3月26日統合幕僚監部達第8号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日統合幕僚監部達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日統合幕僚監部達第8号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（令和3年2月17日統合幕僚監部達第1号）

この達は、令和3年2月17日から施行する。

附 則（令和6年11月1日統合幕僚監部達第6号）

この達は、令和6年11月1日から施行する。